

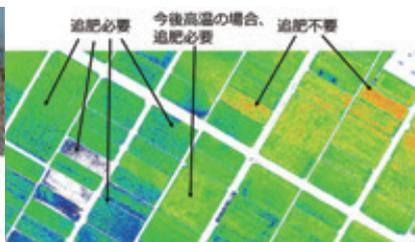
5 イノベーションの促進

農林水産業の従事者が高齢化又は減少する中、作業の「省力化」・「効率化」による規模拡大や経営の高度化、これまで経験や勘として培われてきた技術・知識の「見える化」を通じて、先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業を促進します。また、本県の自然条件に適した新たな生産技術や、安定生産や販売拡大に寄与する新品種を開発するため、農林水産研究機関において試験研究を行い、併せて農林水産業における技術的なイノベーションを促進します。

【指標】

スマート農業技術の導入件数 120件（令和3～7年度）

ドローンを用いた「彩のかがやき」の追肥診断



哺乳ロボット



先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業技術

(1) 先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進

<目指す方向：スマート農林水産業技術の開発・実証・普及>

農林水産業のデジタルトランスフォーメーションが不可欠となっている情勢を踏まえ、各生産体系に応じて、本県の農林漁業経営に適したスマート農林水産業技術の開発・実証・普及を行い、作業の「省力化」・「効率化」及び技術や知識の「見える化」を促進します。

<取組の内容>

- ①農林水産試験研究機関において、IoTやロボット技術を活用した機械化・省力化技術や、モニタリング・センシング機器を活用した農作物の生育・収量の予測技術等を開発します。
- ②耕種農業においては、土地利用型農業へのドローン、ロボットトラクタ等の導入、施設園芸への統合環境制御装置の導入、多様なセンシング技術やLPWA通信網を活用した茶生産システムの構築、省力化樹形と自動防除機等を導入する未来型果樹園の実証等を推進します。
- ③畜産においては、搾乳・哺乳ロボット、発情発見装置等の導入を促進します。
- ④林業においては、航空レーザ等を活用した森林資源情報の精度向上、クラウドシステムを活用した行政と林業事業者との情報共有、ドローンによる苗木運搬の導入等を促進します。
- ⑤水産業においては、電気ショックカーボート等を活用した効率的な外来魚の駆除技術を開発し、普及を図ります。

(2) 試験研究の推進

<目指す方向：重点的・計画的な試験研究の実施>

本県農林水産業における様々な課題に技術面で対応するため、農林水産試験研究機関における研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術や新品種の実用化と普及を図ります。

<取組の内容>

- ①気象予測情報を活用した生産技術、病虫害・鳥獣害の防止技術など、環境の変化に対応した技術を開発します。
- ②ゲノム解析から得られた遺伝子情報の活用や、機能性成分の解析技術等の開発を行い、高温耐性のある水稻品種など本県の気象環境に適した品種や、他県の農産物との差別化が可能な埼玉ブランドとなる品種の育成と普及を図ります。
- ③生産・収量予測や病虫害判定へのAI判断の活用、栽培・飼養環境や管理法による品質への影響の解明等を行い、省力、低コスト、高品質生産技術を開発します。
- ④伝統野菜、狭山茶、ホンモロコ等の特産農林水産物の安定生産・活用技術、特産物の加工技術など、地域の特性を生かした技術の開発と指導を行います。
- ⑤大学や国、他県の研究機関、民間企業との連携、新品種や新技術などの知的財産の権利保護等を進め、試験研究を効率的・効果的に推進します。



県オリジナル品種の開発（いちご）



きゅうりの生育予測による多収生産技術の開発

6 災害等のリスクへの対応

自然災害、感染症、鳥獣被害、家畜伝染病、病害虫等の農林水産業を脅かすリスクに対応するため、災害予防、危機管理体制の強化、セーフティネットの普及等を推進します。

【指標】

防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数 50か所（令和3～7年度）



防災工事を行った農業用ため池

（1）災害対策の推進

<目指す方向1：農業災害対策等の推進>

平時から、農業用施設の防災・減災機能の強化、危機対応の準備や農業保険（収入保険及び農業共済）などセーフティネットへの加入促進、農業者への情報提供システムの構築等により、災害への備えを進めます。また、農業災害による被害が生じた場合は、補助事業等により復旧を支援します。

<取組の内容>

- ①ため池や排水機場をはじめとする農業水利施設の計画的な修繕や更新を実施し、耐震化・長寿命化による防災・減災機能の強化を推進します。また、降ひょう等による果樹への被害を防止するため、多目的防災網等の設置を促進します。
- ②災害や感染症の発生等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を生産・供給できるよう、農業法人等による危機対応の準備を促進します。
- ③農業共済組合や関係機関と連携し、農業保険への加入を促進します。畜産については、畜産経営安定対策への加入を促進するとともに、生産者積立金への助成等により経営安定を図ります。
- ④農業災害による被害が予想される場合に、気象情報や技術対策資料を迅速に農業者に提供できるシステムを構築します。
- ⑤農業災害による被害が生じた場合は、国や市町村等と連携し、補助事業や制度資金等を活用して被災した農業者の経営継続・再開を支援します。
- ⑥農作物、家畜、トラクタ等の盗難被害防止について、市町村や農協、県警と連携し、チラシ配布や広報誌等への掲載を通じて、農業者等への注意喚起を行います。

<目指す方向2：山地災害対策の推進>

山地に起因する土砂災害等から県民の生命や財産を保全し、安全・安心な生活環境を確保します。

<取組の内容>

- ①新たな崩壊等のおそれのある森林において、治山施設を整備します。
- ②既存の治山施設の定期的な点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。
- ③伐採等を制限する保安林の適切な管理や整備を推進します。
- ④台風や豪雨などに備えた対策として事前伐採などを実施し、被害軽減を図ります。
- ⑤台風や豪雨などにより、山地の崩壊や溪流の荒廃が発生した場合は、速やかに復旧対策を行います。



整備前の沢



治山堰堤えんていにより整備した沢

(2) 鳥獣及び特定外来生物による被害の防止

<目指す方向：鳥獣及び特定外来生物による被害の防止対策の推進>

地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援、県境を越えた対策、捕獲した鳥獣の活用促進等を通じて、鳥獣被害の防止を図ります。また、河川や湖沼における外来魚の駆除を進めます。

<取組の内容>

- ①市町村に対し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の策定や「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する指導者を育成します。
- ②市町村等と連携し、鳥獣による被害状況や対策、個体数調整等の情報の共有を行います。また、周辺都県等と連携し、広域的な個体数調整を促進するとともに、被害状況や対策の情報共有、被害防止技術の開発・普及等を推進します。
- ③森林において、シカによる食害やクマによる剥皮被害を防止するため、獣害防止柵や樹皮ガードなどを設置します。また、人と獣との緩衝帯となる里山の整備を行い、容易に獣が人里に近づけない環境をつくります。
- ④森林の獣害地について、自然力の活用により整備コストを縮減した環境林整備の手法を確立・普及します。
- ⑤捕獲した鳥獣の処理について、市町村等と連携し、ジビエ利用を含め幅広い活用を促進します。
- ⑥河川や湖沼において、刺し網捕獲や産卵床破壊等による外来魚の駆除を進め、魚類資源の減少を防ぎます。



農作物鳥獣害防止指導者育成研修

(3) 伝染性疾病及び病害虫の発生の予防及びまん延の防止

<目指す方向1：伝染性疾病対策の推進>

家畜伝染病の予防対策、迅速・的確な防疫対策に向けた危機管理体制の強化、ブランド畜産物の遺伝資源の保護等により、家畜伝染病のリスクから畜産を守ります。また、養殖水産動植物における伝染性疾病のまん延防止を図ります。

<取組の内容>

- ①畜産農場への巡回指導等を通じて、畜産農家において飼養衛生管理基準が遵守されるよう指導を徹底し、家畜疾病の発生・まん延防止を図ります。
- ②口蹄疫やアフリカ豚熱などの発生に備え、防疫演習の開催や防疫資材の備蓄などにより、危機管理体制を強化します。
- ③「彩の国黒豚」をはじめとする埼玉県ブランド豚の凍結受精卵の作成により、家畜伝染病によるブランド消滅を防ぎます。
- ④農業高校にタマシャモ原種鶏を分散飼育することにより、家畜伝染病によるブランド消滅を防ぎます。
- ⑤魚類疾病の予防対策を徹底して養殖魚などの損失を防止するとともに、コイヘルペスウイルス病などの伝染性疾病の発生に備えた防疫対策の指導・普及を行い、疾病のまん延防止と危機管理体制の強化を図ります。



家畜伝染病防疫演習

<目指す方向2：病虫害防止対策の推進>

病虫害の侵入防止、農業者への発生予察情報の提供、発生時の防除対策等により、病虫害による農林水産業への被害拡大を防止します。

<取組の内容>

- ①日本の農作物に重要な被害を与える病虫害の侵入防止のため、県内の生産ほ場等で侵入警戒調査を実施し、国と連携して、発生状況の把握や注意喚起、的確な防除対策を講じます。
- ②国及び県で定める病虫害について、調査結果や予察ツールを活用し、精度の高い発生予察情報を農業者等へ提供します。
- ③病虫害による被害が予想される場合に、気象情報や県病虫害防除所による発生予察情報及び技術対策資料を、迅速に農業者に提供できるシステムを構築します。
- ④重要病虫害や新規病虫害の発生時には、関係機関と連携してまん延防止対策を講じます。
- ⑤総合的病虫害・雑草管理（IPM）の普及・定着を推進し、効果的な防除を促進します。
- ⑥松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害の被害について、必要な防除対策を実施します。

7 農林水産業を核とした活力ある地域づくり

農林水産業・農山村の多面的機能が十分に発揮される魅力ある農山村の振興を図るため、農山村における生活環境の整備や、農山村の地域資源を活用した所得と雇用機会の確保を促進します。また、都市と農山村との地域間交流等を通じて農林水産業・農山村に対する県民の理解を促進するとともに、都市農業についても振興を図ります。

【指標】

多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合（カバー率）

現状値 30.7%（令和2年度） → 目標値 40.0%（令和7年度）

農山村へつないだ都市住民の延べ人数

5,000人（令和3～7年度）



地域住民による草刈り活動

（1）農山村の振興

ア 農山村における生活環境の整備

<目指す方向1：農山村における快適な暮らしの創出>

生活排水処理施設等の整備、企業や大学生との連携による地域活動などにより、農山村における快適な暮らしを創出します。

<取組の内容>

- ① 農業集落排水施設について、市町村の公共下水道や合併浄化槽の整備との調整を図りながら、効率的な整備を促進します。また、既に整備が完了した農業集落排水施設について、適時適切な補修・更新を促進します。
- ② 県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した公園施設や集落道等の整備を促進するとともに、農業施設や公共施設等への県産木材の利用を図り、温かみのある木の空間づくりを促進します。
- ③ 災害時の迂回路となる森林管理道や山地災害を防ぐ治山施設を適切に設置し、山村の安全・安心な生活を確保します。
- ④ 企業や大学生の持つ新しい視点や専門知識などを活用し、地域住民による地域活動を支援します。また、中山間地域においてリーダーとなる人材を育成するための研修会を実施するなど、地域住民活動を支援します。
- ⑤ 安らぎとにぎわいの空間を創出するため、川の再生に取り組み水辺空間の利活用を推進します。

<目指す方向2：里山・平地林の整備>

景観の向上や生物多様性の保全を図り、魅力ある農山村を創生するため、手入れが行き届かず荒廃した里山や平地林の整備を促進します。

<取組の内容>

- ①里山・平地林を適切に維持管理するため、繁茂してしまった竹やササの刈払い等を行う地域の活動を支援します。
- ②市町村や地域住民、ボランティア団体が取組みむ里山・平地林整備の担い手の育成を支援します。
- ③里山・平地林の若返りを図るため、更新のための伐採を進めます。
- ④整備後の森林について、憩いの場や子供の自然体験の場としての活用を促進します。



里山の景観



整備された平地林

イ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

<目指す方向1：地域資源を活用した中山間地域農業・森林産業の振興>

企業等との連携を促進することでビジネスチャンスを開拓し、中山間地域ならではの多彩な資源や特性を生かした観光農業など、中山間地域農業の振興を図ります。また、健康、観光・レジャー、教育等の多様な分野との連携により、森林資源を活用して新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の取組等を促進します。

<取組の内容>

- ①企業等と連携し、地域に埋もれた資源を活用するなど、地域性を生かした付加価値の高い商品の開発・販売の取組を支援します。
- ②ウェブサイトや各種イベント、企業の広報媒体などを活用し、中山間地域の農業・農山村に関する情報を発信します。
- ③中山間地域等直接支払制度を活用し、傾斜地などの条件不利地の農用地を維持していくために、地域ぐるみによる農業生産活動等を支援します。また、中山間における集落営農など、地域の生産活動の持続性を高める取組を後押しします。
- ④観光農園の経営力を高める研修会を開催するなど、多彩な品目・品種の導入や品質の向上、体験型メニューの充実などの魅力ある観光農園づくりの取組を支援します。
- ⑤森林資源を利用した製品づくり、森林体験ツアーなど、食品産業や観光業、教育機関など他産業と連携した新たな森林サービス産業の取組を支援します。
- ⑥里山・平地林の大きく育った広葉樹などを利用し、箸や食器、家具や薪、しいたけの原木などをつくる森林産業を支援します。
- ⑦新鮮でおいしく、安全・安心な状態で消費者に届けられることができるよう、きのこなどの生産基盤体制や流通体制の整備を支援します。



中山間地域の農業（棚田）



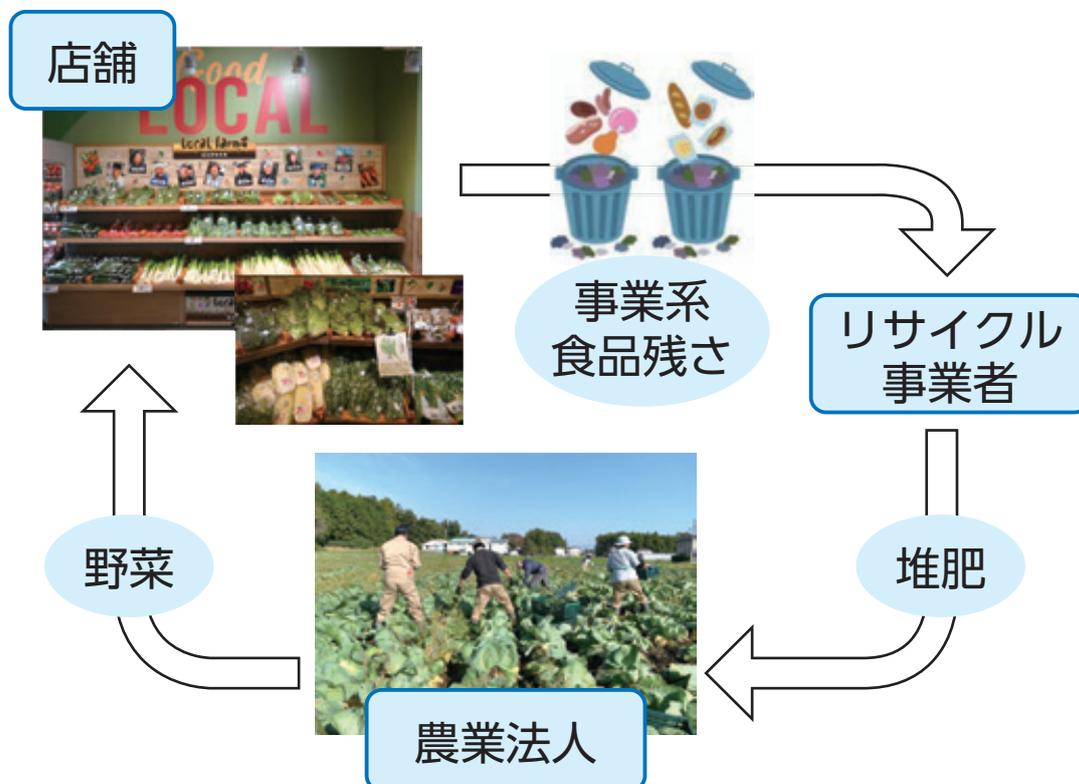
観光農園の研修

<目指す方向2：農山村バイオマスの利活用の促進>

農山村に豊富に存在する各種バイオマスが、堆肥や再生可能エネルギーとして一層利活用される仕組みの構築を支援します。また、畜産農家と耕種農家の連携をより進めて、良質な堆肥の生産及び円滑な流通を促進し、家畜排せつ物の適正な利用を促進します。

<取組の内容>

- ①農山村バイオマスの相談窓口において、バイオマスの幅広い相談に対応します。また、農山村バイオマスに係る研修会を開催し、県民、農業者、関係事業者等を対象に情報提供を行います。
- ②堆肥等を活用した土づくりを通じて、化学肥料や化学農薬の使用低減など環境に配慮した取組を支援します。また、家畜排せつ物の堆肥化施設の整備や、散布機械の導入を支援するとともに、良質な堆肥の生産のための技術支援を行います。
- ③畜産農家と耕種農家の連携による稲わら、麦わら等の飼料化・堆肥化や、市民農園での堆肥の活用など、地域の実情に即した取組を促進します。
- ④事業系食品残さについて、堆肥化等の利活用を促進し、食品リサイクル・ループの構築を支援します。
- ⑤農業集落排水施設の管理者やその利用者に対し、汚泥リサイクルの理解促進を図ります。
- ⑥木質ペレット・チップ等の製造及び木質バイオマスを活用したボイラー等の導入を支援します。



食品残さの堆肥化によるリサイクル

ウ 農業・農山村の多面的機能の発揮

<目指す方向：農業・農山村の多面的機能の発揮>

日本型直接支払制度を活用した地域の共同活動による農道、農業用排水路等の維持管理・保全などを通じて、農業・農山村の多面的機能の向上・発揮を図ります。

<取組の内容>

- ①環境保全型農業に取り組む地域では、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全型農業の技術向上や理解促進に関する活動を促進します。
- ②中山間地域では、中山間地域等直接支払制度を活用し、傾斜地などの条件不利地の農用地を維持していくために、地域が共同で行う草刈りや水路の整備などの農業生産活動を支援します。また、先進地事例やモデル地区の活動の紹介を通じて、地域の共同活動が農地集積に有効な手段であることをPRします。
- ③多面的機能支払交付金の活用により、地域住民の参加による農道や水路法面の草刈りや軽微な補修、植栽や生態系保全活動等の共同活動を支援し、農地等の保全・管理の面から担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。



地域住民による植栽活動

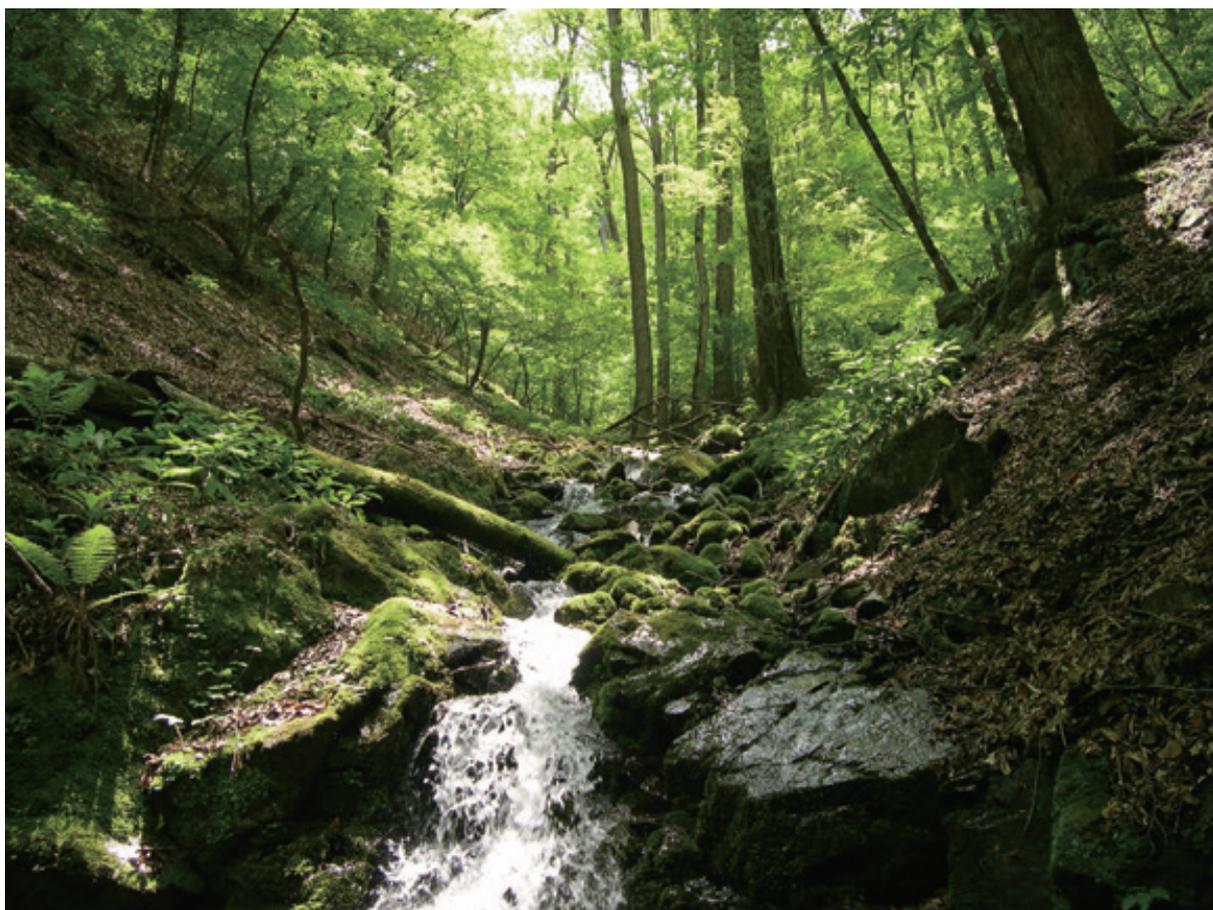
Ⅰ 森林の公益的機能の発揮

<目指す方向1：水源涵養機能^{かん}の発揮>

豊かな下層植生を維持し、雨水等による森林土壌の表面侵食や土砂流出を防ぐことにより、清らかな水を安定的に供給し、水源涵養機能^{かん}を持続的に発揮できる森づくりを推進します。

<取組の内容>

- ①間伐や枝打ちなどの適正な森林整備により、土壌の表面侵食や流出を防ぐ下層植生を豊かにし、雨水の浸透・保水機能を持続的に発揮させます。
- ②スギやヒノキの人工林において、間伐作業と合わせて広葉樹を育成する針広混交林の造成を推進します。
- ③人工林の伐採後の再生林を促進し、伐採跡地を早期に森林の状態に回復させます。
- ④埼玉県水源地域保全条例を適切に運用し、水源林を保全します。



水源涵養機能^{かん}を発揮する森林

<目指す方向2：二酸化炭素の吸収・貯蔵機能の向上>

二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、森林を適正な状態に維持するとともに、炭素を長期間貯蔵し続けることができる木材の利用を促進します。これらの取組を通じて、地球温暖化防止に貢献します。

<取組の内容>

- ①間伐や伐採跡地の再造林、里山や平地林等の森林整備を着実に実施し、健全で活力ある森林を維持します。
- ②高齢林を伐採して再造林を行い、森の若返りを図ります。
- ③県産木材の利用促進を図るとともに、県民や企業等による森林整備や県産木材による二酸化炭素の吸収量・貯蔵量の認証（環境への貢献度の「見える化」）を行います。
- ④国の森林吸収源対策に沿って、間伐などの取組を促進します。



皆伐・再造林による森の若返り

<目指す方向3：生物多様性の保全と快適な環境の形成>

生物多様性の確保のため、原生的な森林を保全するとともに、多様な生物が生息できる環境に配慮した森林の整備・保全を推進します。また、快適な生活環境を形成・維持するため、都市及び近郊の森林を良好な状態に維持します。

<取組の内容>

- ①広葉樹を植栽するなど、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置する整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保します。
- ②奥秩父の原生林をはじめ重要な生態系を有する森林の保全を図ります。
- ③都市及び近郊に残された里山や平地林を整備し、循環利用を図りつつ適切な状態に維持することにより、多様な生態系の確保や快適な環境を形成します。



生物多様性が保全されている奥秩父の原生林

オ 水辺づくり

<目指す方向：魚影の濃い川づくり>

魚を増やす取組と魚を減らさない取組を一体的に行い魚類資源の回復を図るとともに、自然環境の保全や漁場の適正な管理を行うことで、将来にわたり県民が河川漁業の恵みを楽しむことができるよう、魚影の濃い川づくりを進めます。

<取組の内容>

- ①放流効果の高い増殖技術の開発と普及を図るとともに、産卵床造成や魚巢の設置などの増殖活動を促進します。
- ②巢落とし等によるカワウの駆除と刺し網捕獲や産卵床破壊等による外来魚の駆除を進め、魚類資源の減少を防ぎます。
- ③漁協の活動を通して行う生態系の維持・保全活動、体験活動への支援や各種情報の提供を行います。
- ④遊漁情報や釣りマナー情報など、生態系に配慮した漁場利用に関する情報の提供を関係機関と連携して進めます。



ヤマメの放流体験

(2) 県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進

ア 都市と農山村との地域間交流の促進

<目指す方向1：農山村地域への移住の促進>

本県の農山村に関心のある移住希望者に対する農ある暮らしの情報発信や、農山村での交流活動の開催等を通じて、関係人口の創出による地域コミュニティの担い手の増加や農林水産業との副業・兼業を含めた農山村での多様な生活の在り方の実現という観点を踏まえ、農山村地域への移住を促進します。

<取組の内容>

- ①移住情報サイトなどを利用して、首都圏に近い本県の農ある暮らしの魅力や、移住等に関する情報を広く発信します。また、本県の移住相談窓口や市町村と連携して、農ある暮らしに関心のある移住希望者を対象としたセミナーなどを開催し、農山村への移住を促進します。
- ②農山村体験ツアーや移住希望者と地域の支援者との交流会を開催するなど、農ある暮らしの体験の場を提供します。
- ③農山村地域に関心のある都市住民を応援する地域サポーター活動を拡大するなど、移住者を受け入れるための体制整備を支援します。



移住情報サイト「埼玉ではじめる農ある暮らし」

<目指す方向2：グリーン・ツーリズムの推進>

観光農園など農業・農山村の魅力の発信、市町村や企業と連携した広域的な集客の取組、経営力強化のための研修会の開催等を通じて、地域の特色を生かしたグリーン・ツーリズムの取組を拡充します。

<取組の内容>

- ①ウェブサイト等により、観光農園、体験交流施設、直売所等の情報を広く発信します。また、県グリーン・ツーリズム推進協議会と協働して、農業・農山村の魅力を発信します。
- ②市町村や企業などと連携し、市町村域を越えた広域連携による観光農園への集客の取組や、森林を観光資源として活用した取組などを促進します。
- ③観光農園を対象とした研修会等を開催し、ホスピタリティの向上など経営力の強化を支援します。
- ④訪日外国人観光客等の増加を視野に、外国人の受入れが可能となる観光農園等の体制整備を支援します。



ポータルサイト「グリーン・ツーリズム埼玉」

<目指す方向3：都市と山村の連携による森づくり>

森林整備や木材の利用促進の財源となる森林環境譲与税が、都市部市町にも山側市町村にも配分されていることを踏まえつつ、県内の都市部市町及びその住民について、本県の森林・林業への理解を醸成し、都市と山村の連携による森づくりを促進します。

<取組の内容>

県内の上流域の山側市町村と下流域の都市部市町との東西の結び付きを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援します。

イ 農林水産業に関する情報提供の推進及び学習機会の増大

<目指す方向1：花と緑に囲まれた暮らしの推進>

花植木の多様な効用に係る県民の理解を深め、日常生活への花の定着を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に増えた在宅時間を豊かにする観点も交え、花植木の魅力に係る周知・広報、花と緑に触れ合う機会の創出等を推進します。

<取組の内容>

- ①花植木展示会などを通じて、生活様式に合わせた花の楽しみ方を提案するとともに、暮らしに潤いや安らぎを与える花植木の魅力を発信します。
- ②花育などを通じて、幼少期から花と緑に触れ合う機会の創出を推進します。
- ③公共施設や商業施設など地域における花飾りを促進します。

<目指す方向2：学校ファームの充実>

次世代を担う子供たちが、農業体験を通じて農業や環境などに対する理解を深めるため、関係機関と連携して資材提供や技術指導を行うなど、学校ファームの活動を促進します。

<取組の内容>

- ①市町村に設置されている学校ファーム推進協議会との連携の下、学校ファームの取組状況を把握し、必要な支援を行います。
- ②JAグループさいたまと連携し、学校ファームに必要な資材や補助教材等を提供します。
- ③学校ファームを実施する学校の要望に応じて、営農技術の指導などの支援を行います。
- ④優良事例を紹介するなど、学校ファームにおける取組の充実を促進します。



学校ファームでの野菜の定植作業

<目指す方向3：農林公園、森林ふれあい施設等の利用促進>

多くの県民が楽しみながら農林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図るとともに広報を工夫し、農林公園、森林ふれあい施設等の利用促進を図ります。

<取組の内容>

- ①施設が広く県民に利用されるよう、指定管理者やボランティア等との協働により、健康増進にも役立つ魅力ある体験学習やイベントの充実を図ります。
- ②ウェブサイトや広報誌など様々な広報媒体を活用したPR活動を強化します。
- ③来訪者が安全で安心して利用でき、農林業や森林に親しむことができるよう、施設の老朽化や利便性の向上に配慮した整備を計画的に行います。



木工自由工作（農林公園）



森林とのふれあい（みどりの村）

<目指す方向4：市民農園での活動促進>

県民が農業に接する機会を確保するため、地域農業との調和を図りながら、多様な主体による市民農園の整備を促進します。

<取組の内容>

- ①市町村等に対して、都市農地貸借法に基づき、生産緑地を借りて市民農園を開設しやすくなったことを含め、市民農園に関する制度を周知するとともに、市民農園開設に係る手続を支援します。
- ②農業経営の一形態として開園し、農家の指導のもと農作業を体験できる農園利用方式による市民農園の設置を支援します。
- ③集落介在農地や生産緑地などの担い手への集積が困難な農地については、地域での話し合い等を通じて市民農園などの利用を検討し、農地の有効利用を促進します。

<目指す方向5：森林環境教育及び木育の推進>

森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性等について理解を深めるため、森林資源を生かした施設の充実や、森林インストラクター等の育成、森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。

<取組の内容>

- ①森林資源を生かした県内5か所（県民の森、みどりの村、彩の国ふれあいの森、100年の森及び越生ふれあいの里山）の施設について、森林環境教育の場としての充実を図ります。
- ②森林環境教育に対応できる森林インストラクターや、県産木材の理解を深めるための体験プログラムを提案できる人材を育成します。
- ③森林環境教育や木育の推進体制を整備し、教育機関との連携やイベントにより、次世代を担う子供たちへの森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。



森林環境教育



木育活動

ウ 県民参加の森づくりの推進

<目指す方向：県民参加の森づくりの推進>

健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成し、県民参加による森づくりを推進します。

<取組の内容>

- ① 広く県民が森林の大切さを理解し、森林活動を体験する機会の充実を図ります。
- ② 森林ボランティア活動を希望する県民に対して、森林における安全作業を学習できる機会の充実を図ります。
- ③ 森林ボランティア団体の活動に対する支援の強化を図ります。
- ④ 社会貢献を目的として森づくりを希望する企業が、県内の森林において活動しやすくなるよう、環境整備を図ります。
- ⑤ 将来にわたって森づくり活動が継続されるよう、意識の醸成を図ります。



企業の森における間伐



森林ボランティアによる下刈

(3) 都市農業の振興

<目指す方向：都市農業の経営維持、知識の普及啓発及び多面的機能の発揮>

地場産農産物の利用促進や都市農地の貸借促進などにより、農地を有効活用し、都市農業の経営維持を図るとともに、知識の普及啓発及び多面的機能の発揮を図ります。

<取組の内容>

- ①都市農業振興基本法に基づき市町村が定める地方計画の策定を促進します。
- ②意欲ある都市農業者の営農継続と農地の有効利用を図るため、都市農地の貸借制度を活用する取組を促進するとともに、特定生産緑地制度の活用について周知を図ります。
- ③都市農業の理解醸成の一層の推進に向け、学校給食や宿泊施設、外食産業など多様な施設における地場産農産物の利用を促進します。
- ④体験農園や防災協力農地の設置など、農地の維持・活用につながる多様な取組を促進します。
- ⑤見沼田圃について、その治水機能を保ちつつ、地域の主要な作物である花・植木や野菜などの産地づくりや新規作物の導入などの担い手支援のほか、観光農園、市民農園の整備を促進するとともに、田園景観の重要な構成要素としての斜面林の保全を含め、都市と調和した特色ある農業の振興を図ります。
- ⑥農地と平地林が一体となった景観を残す三富地域^{さんどめ}について、伝統的な農法等を農業遺産として次代に引き継ぐ取組を支援し、地域の農業者やNPO等と連携しながら地域の特徴を生かした農業の振興を図ります。



三富地域平地林での市民参加の落ち葉掃き

埼玉県農林水産業振興基本計画の施策と SDGs の 17 ゴール

埼玉県農林水産業振興基本計画の施策		SDGs の 17 ゴール
大柱	小柱	
1 多様な担い手の育成及び確保	(1) 農林漁業者の経営発展	2 飢餓、8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市
	(2) 新規就業の促進	2 飢餓、4 教育、8 経済成長と雇用
	(3) 多様な担い手の育成	2 飢餓、5 ジェンダー、8 経済成長と雇用、10 不平等
2 優良農地の確保及び有効利用	(1) 優良農地の確保	2 飢餓、11 持続可能な都市
	(2) 農地の有効利用	2 飢餓、11 持続可能な都市
3 生産基盤の整備	(1) 農業生産の基盤の整備	2 飢餓、11 持続可能な都市、13 気候変動、15 陸上資源
	(2) 林業生産の基盤の整備	11 持続可能な都市、13 気候変動、15 陸上資源
4 農林水産物の安定供給	(1) 生産、流通、販売等の体制の整備	2 飢餓、8 経済成長と雇用、10 不平等、15 陸上資源
	①農業の分野ごとの施策	2 飢餓
	②林業における施策	2 飢餓、15 陸上資源
	③水産業における施策	2 飢餓
	④農林水産物の流通の合理化・効率化	2 飢餓
	⑤農林水産物の需要拡大	2 飢餓、8 経済成長と雇用、15 陸上資源
	⑥多様な事業者との連携	2 飢餓、8 経済成長と雇用、10 不平等
	(2) 地産地消の促進	2 飢餓、15 陸上資源
	(3) 消費者の信頼確保	2 飢餓
5 イノベーションの促進	(1) 先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進	2 飢餓、9 イノベーション等
	(2) 試験研究の推進	2 飢餓、9 イノベーション等
6 災害等のリスクへの対応	(1) 災害対策の推進	2 飢餓、11 持続可能な都市、13 気候変動
	(2) 鳥獣及び特定外来生物による被害の防止	2 飢餓
	(3) 伝染性疾病及び病害虫の発生の予防及びまん延の防止	2 飢餓
7 農林水産業を核とした活力ある地域づくり	(1) 農山村の振興	6 水・衛生、7 農村、11 持続可能な都市、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動、15 陸上資源
	①農山村における生活環境の整備	6 水・衛生、11 持続可能な都市、15 陸上資源
	②地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	7 農村、11 持続可能な都市、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動、15 陸上資源
	③農業・農山村の多面的機能の発揮	11 持続可能な都市、15 陸上資源
	④森林の公益的機能の発揮	6 水・衛生、11 持続可能な都市、15 陸上資源
	⑤水辺づくり	6 水・衛生、15 陸上資源
	(2) 県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進	4 教育、8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市、15 陸上資源
	①都市と農山村との地域間交流の促進	8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市
	②農林水産業に関する情報提供の推進及び学習機会の増大	4 教育、11 持続可能な都市
	③県民参加の森づくりの推進	11 持続可能な都市、15 陸上資源
	(3) 都市農業の振興	2 飢餓、11 持続可能な都市

※SDGs の17ゴールは以下のとおり。

- [1 貧困]：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- [2 飢餓]：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- [3 保健]：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- [4 教育]：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- [5 ジェンダー]：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- [6 水・衛生]：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- [7 農村]：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的農村へのアクセスを確保する
- [8 経済成長と雇用]：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- [9 インフラ等]：強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- [10 不平等]：各国内及び各国間の不平等を是正する
- [11 持続可能な都市]：包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- [12 持続可能な消費と生産]：持続可能な生産消費形態を確保する
- [13 気候変動]：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- [14 海洋資源]：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- [15 陸上資源]：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- [16 平和]：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- [17 実施手段]：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第 V 章

計画の推進に当たって



1 県民参加の取組の必要性と役割分担

本計画に掲げる将来像を実現するためには、農林水産業・農山村が果たす役割について、農林漁業者や関係団体、行政のみならず、広く県民全体において理解を深め、幅広い支援や支持を得ながら、各主体がそれぞれの役割を認識し、積極的な取組を展開することが必要です。

条例においても、農林水産業の振興に関して、県、農林漁業団体、農林漁業者、関連産業の事業者・団体及び県民の責務や役割が明記されています。県は、条例に明記された各主体や市町村等と連携し、将来像の実現に向けて率先して取り組むとともに、関係者の意欲的な取組を支援します。

(1) 県の役割

条例は、県の責務として、条例の基本理念にのっとり、地域の特性に配慮しながら、地域の農林漁業者及び国、市町村、農林漁業団体等と連携協力を図り、農林水産業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする旨を規定しています（第4条）。

こうした責務を果たすため、県は、他の主体と連携・協働しながら、農林漁業者や農山村地域の自立・自走を促進する施策をはじめ、本県の特性と実情に即した施策を講じます。その上で、施策の効果を検証するとともに新たな知識や技術を蓄積し、更に効果的な施策を検討・実施していきます。

また、県が持つノウハウや情報、信用力を最大限に発揮し、食品産業など他分野の事業者と連携した取組を促進するとともに、迅速かつ効率的に取組が展開できるよう、利便性の高いワンストップ型の行政サービスの充実を図ります。事務の実施においては、デジタル技術を活用した行政情報システムの活用を促進するなど、効率化や利便性の向上を推進します。

さらに、広域的な観点から、他の主体と適時的確に情報を共有できるよう、情報の収集・発信を行います。

(2) 市町村の役割

市町村は、地域の農林漁業者にとって身近な行政機関であることから、地域における農林水産業・農山村の目指す方向を明確にし、地域での主導的な役割を発揮することが重要です。担い手の育成、農地・森林の利活用の推進、各市町村の特性に応じた生産振興や地域活性化等において、国や県、農林漁業団体と連携して施策を推進することが重要です。

また、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、地域の関係機関や団体、地域住民等と密接に連携し、地域の特性を生かすことができる取組を展開することが重要です。

(3) 農林漁業団体の役割

条例は、農林漁業団体の役割として、「農林水産業の振興を図るため、農林水産業以外の多様な事業者等との連携に努めるとともに、良質かつ安全な農林水産物の安定的な供給を担う主体であることを深く認識し、基本理念の実現に自ら積極的に取り組むものとする」と規定しています（第5条第1項）。

こうした役割を果たす上で、農林漁業団体は、各団体の役割を最大限発揮し、地域の農林漁業者、住民、他産業の多様な事業者等との連携を図りながら、消費者や農林漁業者のニーズに対応したサービスの向上や事業活動に努めることが重要です。

また、市町村等と連携しながら、産地が将来にわたって持続的に発展していく戦略を描き、その実現に向け、担い手の育成や生産・販売対策などの取組を展開していくことが重要です。

さらに、農山村地域の実情を踏まえ、農地や森林をはじめとする地域資源の保全活動に主体的に取り組むことが重要です。

(4) 農林漁業者の役割

条例は、農林漁業者の役割として、上記の農林漁業団体と同様の内容を規定しています（第5条第1項）。

農林水産業の持続的な発展を実現するためには、農林漁業者自らが主体的に創意工夫して経営改善に取り組むなど、自立・自走を基本に事業を行うことが重要です。

また、地域の合意形成により作成した人・農地プランなどに基づき、意欲ある担い手を中心とした地域の農林水産業の体制づくりに主体的に取り組むとともに、地域住民、他産業の事業者等との連携や都市との交流活動に積極的に取り組んでいくことが重要です。

(5) 農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体の役割

条例は、「食品産業その他の関連産業の事業者及び団体」の役割について、「その事業活動等を行うに当たり、県産の農林水産物の利用の促進及び付加価値の創出に努めるとともに、基本理念の実現に取り組むものとする」と規定しています（第5条第2項）。

こうした役割を果たす上で、食品産業、木材産業、流通業、観光業など農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体には、大消費地に農林水産物の生産現場や農山村が近接する本県をチャンスとして捉え、農林水産業・農山村の魅力を生かした商品・サービスの提供や事業運営を行うことが期待されます。

また、そのような事業を発展させることにより、地産地消や都市と農山村との交流の拡大、農林水産業・農山村の多面的機能の更なる発揮を通じて、県民全体に対する一層の社会貢献を行うことが期待されます。

(6) 県民の役割

条例は、県民の役割について、「自らの暮らしを通じて農林水産業の重要性を深く認識し、地産地消等に努めるとともに、農林漁業の体験その他の都市と農山村との地域間交流等を通じて、農林水産業及び農山村の有する多面的機能についての理解と関心を深めるものとする」と規定しています（第6条）。

こうした役割を果たす上で、県民には、本県の農林水産物・農山村の魅力に目を向け、日々の生活の中で県産の食品を食べること、県産の花を飾ること、住まいに県産木材を取り入れること、農山村や森林を訪れて食やレジャーを楽しむことなどが期待されます。

また、こうした活動をきっかけにして、自らの命や暮らしを支える「食と農」の大切さ、県土や自然環境を保全し、安らぎや潤いの場を提供する農林水産業・農山村の多様な役割などを認識し、本計画が示す将来像を実現する上で、消費行動その他の活動を通じて農林水産業・農山村を支えることが期待されます。

2 計画の実効性の確保

本計画の実効性を確保するため、県民の視点からニーズを的確にとらえ、時代の潮流を踏まえた取組、農林漁業者や地域の主体性と創意工夫を発揮させる取組など、施策を実施していきます。

また、施策ごとに取組状況や指標の進捗状況を確認し、評価を実施するとともに、評価を踏まえて更に効果的な取組への見直しを行うことを通じて、本計画の実現を確実なものとしていきます。

參考資料



1 策定の経緯

時期	事項
令和2年5月	埼玉県農林水産業振興基本計画の策定方針を決定
6月	埼玉県農林水産業振興基本計画骨子の作成
7月	埼玉県農林水産業振興基本計画検討調書の作成
8月	第1回埼玉県森林審議会の開催（8月24日）
9月	埼玉県農林水産業振興基本計画素案の作成
	第1回埼玉県農林水産業振興基本計画策定に係る懇話会の開催（9月16日）
10月	埼玉県農林水産業振興基本計画原案の作成
	県民コメントの実施（10月15日～11月15日）
	県域団体との検討会議（10月26日）
11月	地域団体との検討会議（11月9日、11日）
	第2回埼玉県森林審議会の開催（11月27日）
12月	第2回埼玉県農林水産業振興基本計画策定に係る懇話会の開催（12月1日）
令和3年1月	埼玉県農林水産業振興基本計画最終案の作成
2月	埼玉県議会2月定例会で議案提案
3月	埼玉県議会2月定例会で議決 埼玉県農林水産業振興基本計画の策定・公表

埼玉県農林水産業振興基本計画策定に係る懇話会委員名簿

氏名	所属団体等
新井 範	株式会社秩父フルーツファーム 代表取締役社長
池野谷 ひろみ	株式会社ぎょうざの満洲 代表取締役社長
江口 幸治	国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科 准教授
小倉 祐一	株式会社おぐらライス 代表取締役
加藤 浩	加藤トマト園
久保 香代子	矢島牧場
小島 進	深谷市長
近藤 美恵子	近藤美恵子経営コンサルティング事務所 代表
菅 正治	株式会社時事通信社 デジタル農業誌 Agrio 編集長
高田 美恵子	新日本婦人の会埼玉県本部 会長
中村 孝	中村梨園
諸藤 貴志	株式会社アグリメディア 代表取締役社長
山下 徳弥	株式会社ヤマシタフラワーズ 代表取締役
吉岡 重明	有限会社ファームヤード 代表取締役社長
渡邊 一美	ときがわ町長

* 敬称略、五十音順

埼玉県森林審議会委員名簿

【任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日】

氏名	所属団体等
相 葉 学	公募委員
伊 藤 武 徳	林野庁関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長
井 原 愛 子	TAP&SAP 代表
梅 沢 昇 司	埼玉県中央部森林組合 代表理事顧問
大河原 章 吉	大河原木材株式会社 代表
大 澤 タキ江	長瀬町長
大 野 伸 恵	結木の会 理事
落 合 博 貴	一般社団法人日本森林技術協会 技術指導役
鈴 木 英 善	公募委員
貫 井 香 織	有限会社貫井園 取締役
平 井 純 子	駿河台大学現代文化学部 教授
藤 野 珠 枝	元東洋大学非常勤講師 藤野アトリ工一級建築士事務所 主宰
古 谷 松 雄	杉戸町長
吉 川 はる奈	埼玉大学教育学部生活創造講座 教授
吉 田 信 解	本庄市長

* 令和2年4月時点 * 敬称略、五十音順

【任期：令和2年10月1日～令和4年9月30日】

氏名	所属団体等
伊 藤 武 徳	林野庁関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長
井 原 愛 子	TAP&SAP 代表
梅 田 修 一	久喜市長
大河原 章 吉	大河原木材株式会社 代表
大 澤 タキ江	長瀬町長
落 合 博 貴	一般社団法人日本森林技術協会 技術指導役
亀 崎 美 苗	埼玉大学教育学部生活創造講座 准教授
設 楽 幸 裕	埼玉県中央部森林組合 代表理事組合長
島 田 陽 子	結木の会 世話役
曾 根 知華美	社会福祉法人幸仁会 業務執行理事
大 門 龍 博	公募委員
野 口 実	公募委員
藤 野 珠 枝	元東洋大学非常勤講師 藤野アトリ工一級建築士事務所 主宰
茂 木 もも子	元東京家政大学家政学部環境教育学科期限付助教 財団法人林業経済研究所 研究員
吉 田 信 解	本庄市長

* 敬称略、五十音順

2 用語集

用語	【用語解説】
6次産業化	農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的にかかわり、農業経営に新たな付加価値を生み出す取組。1次×2次×3次=6次。
CLT	CLTとはCross Laminated Timberの略称。集成材の一種である直交集成板のことで、板の層を繊維方向が直交するように交互に積み重ねて接着した厚型パネル。鉄筋コンクリートなどと同様に「面」として建物を支える構造材として使用される。
GNSS	GNSS(Global Navigation Satellite System / 全球測位衛星システム)は、GPS、GLONASS、Galileo、準天頂衛星(QZSS)等の衛星測位システムの総称。
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT(情報技術)のほぼ同義語。
IoT	IoT(Internet of Things)は、「モノのインターネット」と訳され、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。
IPM	IPMとは、総合的病害虫・雑草管理の略称。病害虫の発生増加を抑えるため、利用可能なすべての防除技術の経済性や環境への影響等を考慮し、適切な手段を総合的に講じる管理手法。
LPWA 通信網	LPWA(Low Power Wide Area)とは、従来よりも低消費電力、広いサービスエリア、低コストを可能とする無線通信システムのこと。
S-GAP	埼玉スマートGAP(Good Agricultural Practice)の略称。県内農家に農業に関連する法令・指針等を遵守してもらうために、平成26年度に策定した埼玉県における農業規範。S-GAPに取り組むことで、食品安全・環境保全・労働安全に配慮した、持続的な農業経営を実践することが可能となる。
明日の農業担い手育成塾	就農を希望する者を確実に希望地での就農に導くため、関係機関が連携して概ね2年間の実践研修の実施、農地の確保等を行う支援体制。
アフリカ豚熱	アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚、いのししの急性熱性伝染病。治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたび発生すると長期にわたり畜産業の生産性を低下させ、畜産物の安定供給を脅かし、地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与えるおそれがある。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の豚は全て殺処分。
営農型太陽光発電施設	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組を行う施設。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境にやさしい農業に取り組む計画を知事から認定され、実践する農業者。認定期間は5年間。
枝打ち	節のない木材を生産するため、樹木の育成過程において不要な枝を切り落とす作業。
卸売市場	卸売市場法に基づき、生鮮食品等の卸売のために開設されている市場。県民に生鮮食品等を安定的に供給する役割を担っている。青果市場、水産物市場、食肉市場、花き市場、これらの複数を扱う総合市場がある。
改植	樹木を植え替えること。
皆伐	一定のまとまりのある森林内の樹木を全部又は大部分伐採すること。
下層植生	森林内において地表付近に生育している低木及び草本類からなる植物集団。
学校ファーム	児童・生徒が農作業体験を行うために、小・中学校単位に設置する農園。生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操を養い、生きる力を育むことをねらいとしている。
間伐	森林の育成過程で樹木の混み具合に応じて伐採し、目的とする樹種の本数を調整する作業。樹木の成長を助長して木材としての利用価値を高めるとともに、林床に太陽光線が届くことにより下層植生が発達し、水源涵養機能などの公益的機能の向上が図られる。
基幹的農業従事者	主として自営農業に従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。
基幹的農業水利施設	農業用排水の利用のために供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グローバルGAP	農産物生産における安全管理を向上させることにより、円滑な農産物取引環境の構築を図るとともに、農産物事故の低減をもたらすことを目的として、欧州小売業組合が創設した認証制度。
経営所得安定対策	担い手農家の経営安定に資するよう、①諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、②農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施するとともに、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、③飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施するもの。

用語	【用語解説】
景観形成作物	景観形成を目的として栽培される作物。ヒマワリ、コスモスなどが挙げられる。
畦畔除去	効率的に利用できる大区画水田とするために、耕地の仕切りとなっている畦畔を取り除くこと。
契約栽培取引	生産者と実需者（食品製造業者や加工業者など農産物を必要とする者）などが直接契約を結び、その契約に基づき栽培及び販売される取引。
契約野菜対応型野菜産地	まとまった数量を確保したい卸売市場や、複数の食品製造業者向けに一次加工を行う業者などの実需者のニーズに応え契約栽培を行うなど、多様化する流通・消費形態に対応する野菜産地。オーダーメイド型産地（市場流通には適さないが、加工食品や総菜等を製造する食品製造業者が求める作り方で生産する産地）を含む。
原種鶏	種鶏（養鶏農家が飼養する鶏を生産するための親鶏）を生産するための親鶏。
県産農産物サポート店	県産農産物を購入しやすくするため、県産農産物及び県産農産物を利用した加工品を積極的に取り扱う小売店、食品製造業者、飲食店及び卸売業者等を県が登録する制度。
公益的機能	森林が持つ機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能をいう。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等の機械と比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。
口蹄疫	口蹄疫ウイルスの感染により口、蹄、乳頭周辺の皮膚や粘膜に水疱が形成される牛、豚、羊等の伝染病。伝播力が極めて強く、発病後の発育障害、採食や歩行困難、泌乳障害などにより、畜産業に対して大きな打撃になることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の家畜は全て殺処分。
荒廃農地	現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
高病原性鳥インフルエンザ	国際獣疫事務局（OIE）の診断基準により高病原性と判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥等家きんの伝染病。鶏に感染した場合には死亡率が高く、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の家きんは全て殺処分。
コールドチェーン	生鮮食料品等を冷凍、冷蔵、低温の状態で、出荷・輸送・市場・販売・消費まで流通させる方式。低温流通体系とも呼ばれる。
米トレーサビリティ法	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の通称。米及び米加工品に問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するため、米穀事業者に対する米穀等の取引記録の作成と産地情報の伝達の義務について規定。
コンテナ苗	特殊な形のコンテナ容器を使って育てたスギなどの根鉢付きの苗。小型軽量で育成、保管・運搬、植栽の効率がよく、真夏や土が凍結する時期を除けば常時植えることができる。
再造林	人工林を伐採した跡地に、再度、苗木の植栽などの人為的な方法により森林を造成すること。
埼玉型ほ場整備	耕地整理等で 10 アール区画に整備された水田地域を対象として、畦畔除去による区画拡大や既存道路の拡幅など、現況区画を最大限に生かしながら再ほ場整備を行うこと。最低限の整備を行うことにより、事業費を抑えるとともに、事業期間を短くすることができる。
彩のきずな	県農林総合研究センター水田農業研究所（現：県農業技術研究センター）が育成した米の中生品種。「コシヒカリ」並の良食味で暑さに強く、縞葉枯病やいもち病、ツマブクロヨコバイに抵抗性を持つ。
彩の国黒豚	彩の国黒豚倶楽部の会員農家により、さつまいもや麦類を配合した専用飼料を給与され肥育された英国系「パークシャー」純粋種の豚。筋繊維が細い肉は、歯切れが良く、柔らかく、まろやかな黒豚独自の風味と甘さがある。
彩の国地鶏タマシャモ	県養鶏試験場（現：県農業技術研究センター）が大和シャモ、ニューハンプシャー種、大シャモ、ロードアイランドレッド種をかけ合わせて作出した、本県唯一の地鶏。シャモの血を濃く受け継いでいるため、その鶏肉は歯ごたえが良く、うま味が豊かである。
在来大豆	各地域で昔から作られてきた大豆の在来種で、県農業技術研究センターが収集・保存してきた。近年、特徴ある地域特産品として、生産者と加工業者の連携による豆腐等の製品開発が進められている。
作業道	立木の伐採や搬出などを行うために森林内に作られる簡易な構造の道。主に林業機械の走行を想定して作られているもの。
里山	人里近くにある生活に結びついた山や森林。かつては薪（たきぎ）や落葉の採取などに多く利用されてきた。山林に隣接する農地と集落を含めていうこともある。
三富地域	平地林の落ち葉を堆肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。緑豊かで、都市近郊の緑地空間としても貴重である。

用語	【用語解説】
産卵床造成	魚類が産卵する場所を人工的に造ること。ウグイやオイカワでは河床の掘り起し、コイやフナでは水草に模したビニール片を水面に設置する。
施業の集約化・団地化	作業道の整備や間伐等の森林施業を一体的に実施するため、隣接する複数の所有者の森林をとりまとめること。
地拵（じごしらえ）	伐採木の枝葉の整理や、雑草木の刈払いなどの植栽前に行う準備作業。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。
実需者	食品製造業者や食品量販店、飲食店など加工・業務向けに農産物を必要とする者。
就職就農	農業法人などの会社に入社し、その会社の従業員として農業に従事する就農スタイル。
収入保険	全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクを補償し、保険期間中の収入が減少した場合に補てんする公的保険制度。
集落営農	集落を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食品表示調査員	食品表示の適正化及び食品表示制度の普及を推進するため、県民から公募し委嘱された調査員。任期は1年間。定期的に食品販売店における食品表示の状況を確認し県に報告する。
食品リサイクル・ループ	食品関連事業者が再生利用事業者や農業者と連携し、食品残さを資源として循環させる仕組み。
自立就農	自らが使用収益権を有する農地で、農業に従事する就農スタイル。
飼料用稲	牛の飼料にする稲。乳熟期～黄熟期のイネ茎葉をモミごと収穫して密封し、乳酸発酵させたホールクロップサイレージ（WCS）の形で利用されることが多い。
飼料用米	トウモロコシなどの代わりに豚や鶏などの飼料となる米。配合飼料の15%程度までであれば、家畜の生理や生産物に影響を与えることなく置き換えることができる。国は主食用米からの作付転換を進めており、全国的に作付面積は拡大している。
新規就農者	新たに農業に従事する者のこと。埼玉県では、64歳以下で新たに年間150日以上農作業を行う者を新規就農者としている。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
森林インストラクター	森林の案内や森林内での活動を指導する専門家として（一社）全国森林レクリエーション協会が行う資格試験に合格し、登録された者。
森林環境教育	森林での様々な体験活動などを通じ、自然や森林のしくみ、林業や山村文化等を学ぶこと。
森林環境譲与税	森林環境税の収入額に相当する額が、都道府県・市区町村に譲与されるもの。
森林環境税	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、令和6年度から課税される国税。全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される。
森林管理道	木材の搬出や、森林の管理・施業のために森林内につくられた道で、自動車の走行を想定して作られている道。林道ともいう。
森林経営管理制度	森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が主体となって経営管理を図る制度。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林。保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為のこと。
森林認証材	独立した第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて認証した森林において産出され、分別及び表示管理された木材。
森林ボランティア	森林をフィールドにして、植栽、下刈、間伐などをボランティア活動として行う者。
水源涵養	森林の土壌により雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に河川に放出させて、洪水や濁水を緩和することや、水質の浄化を行うこと。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している農業。
生産農業所得	農業生産活動によって生み出された付加価値であり、農業産出額から物的経費を控除し、経常補助金を加算して求めたもの。
性別別精液	乳牛や肉牛で雌雄の産み分けを行うため、フローサイトメーター（光学的分離装置）を用いて、X染色体を持つ精子（雌）とY染色体を持つ精子（雄）を区別し、分離した精液。およそ85～90%の確率で望んだ性別の子牛が生まれる。

用語	【用語解説】
生物多様性の保全	生き物が恵みを得ながら人間社会が存続し続ける「持続可能で自然と共生する社会」を実現するため、生態系、種、遺伝子の3つのレベルの多様性を保全すること。
セーフティネット	災害その他の不慮の事故や農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受ける農業経営への影響を緩和する措置。
多面的機能	国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など農林水産物の供給以外の多面にわたる機能。
多目的防災網	果樹の棚栽培において、防風、防鳥、防雹など複数の防災効果を目的に、棚上1～2mの高さで園地全体を被覆する網。
畜産経営安定対策	酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の畜種ごとの特性に応じ、生産者への補給金や補填金等を交付する制度。
治山施設	山地の荒廃を復旧したり、山地の荒廃を未然に防ぐために治山事業により設置された施設や構造物。
地産地消	地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。
中間土場	伐採地から製材工場等までの輸送経路の途中に設置する木材の集積場所。
中山間地域	平野の外縁部から山間地までの地域で、自然的、社会・経済的条件が不利な地域。本県では、「山村振興法」「特定農山村法」「過疎法」の適用を受ける地域及び農林統計上の山間農業地域と中間農業地域である市町村域としている。
鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防止計画に定めた捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を行う非常勤の市町村職員。実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名することの手続が必要である。
地理的表示 (GI)	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるようなものの名称の表示。GIとは Geographical Indication の略称。
デジタルトランスフォーメーション (DX)	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。農業分野においては、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革とともに、こうした変革を推進するため、農業政策や行政内部の事務についても変革が推進されている。
統合環境制御装置	施設園芸の生産性向上、労働負担軽減のため、温度、湿度、日射量など栽培する作物の生育に関係する環境因子を測定し、統合的に解析して作物に最適な生育環境となるように施設内の環境をコントロールする装置。
特別栽培農産物	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準拠し、慣行基準（地域で慣行的に行われている栽培に使用される節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬（使用回数）と化学肥料（窒素成分量）の双方を5割以上削減して栽培された農産物。
特用林産物	森林からの産物のうち、木材を除いたものをいう。主なものは、きのこや山菜、クルミ、たけのこ、木炭等。
土地改良区	土地改良法に基づき、土地改良事業を施行することを目的として、同法に基づいて設立された法人。地域の農業基盤整備の中核的な役割を担っている。
土地利用型農業	米や麦、大豆などを大規模な面積で経営する農業。
中食	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当や惣菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま（調理加熱することなく）食すること。これら食品（日持ちをしない食品）の総称としても用いられる。
担い手	狭義では、農業経営基盤強化促進法に基づき認定を受けた認定農業者、認定新規就農者。また、経営所得安定対策ではこれらに集落営農を含み、さらに農地利用集積では基本構想水準到達者も含む。広義では担い手となり得る対象として、基幹的農業従事者又は主業経営体＋準主業経営体のこと。 一方、本計画において「多様な担い手」と表記する場合は、上記に該当するか否かにかかわらず、農業を営む者を幅広く指し示している。
二番茶	一番茶を収穫した後、6月下旬から7月上旬にかけて収穫した茶。
日本型直接支払制度（多面的機能支払、環境保全型農業直接支払、中山間地域等直接支払）	農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して支援を行う制度であり、次の3つに分かれている。 ①多面的機能支払：農業を支える共用の設備を保全管理するための地域の共同活動や水路・農道等の長寿命化に関する活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度 ②中山間地域等直接支払：農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度 ③環境保全型農業直接支払：地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む生産者に対し補助する制度

用語	【用語解説】
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村等から認定を受けた者。
農業委員会ネットワーク機構	農業委員会法に基づき、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的として都道府県知事の指定を受けた一般社団法人又は一般財団法人。埼玉県では、一般社団法人埼玉県農業会議を農業委員会ネットワーク機構に指定している。
農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化や農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する制度。
農業共済	農業経営を守ることを目的に、農家の相互扶助を基本として農家が共済掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生した時に共済金を支払う制度。
農業産出額	農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたもの。なお、全国の農業総産出額については、二重計上を避けるために、種子や飼料作物等の中間生産物を控除している。
農業就業人口	自営農業のみに従事した者、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者。
農業集落排水施設	農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するため、生活雑排水やし尿などの汚水を処理する施設。公共下水道計画区域外の農業振興地域や集落を対象とし、数集落単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。処理用水の農業用水としての再利用や、発生汚泥の農地への還元など、地域リサイクルが可能という特徴を有している。
農業振興地域	都道府県知事が指定する、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。
農業水利施設	河川やため池などから農業に必要な水をとるための水路やパイプライン、水路トンネル、ポンプ場、農業用ため池などを指す。また、農業用排水路や排水機場なども農業水利施設に含まれる。
農業生産基盤	水田や畑、農業用の用水及び排水施設、農道などを指しており、いずれも農業生産のために欠かせないものである。
農業生産工程管理（GAP）	農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。
農業制度資金	農業者が有利な条件で資金を調達できるように、農業者に融資を行う民間金融機関に対して、国や県、市町村等が利子の補給を行う各種資金。
農業法人	農業を営む法人の総称。「農事組合法人」や「会社法人」等がある。また、農地の権利取得の有無により「農地所有適格法人」と「一般農業法人」に分けられる。
農業保険	農業保険法に定める、農業共済組合、農業共済組合連合会又は市町村が行う農業共済事業や農業経営収入保険事業のこと。
農業用ため池	主に農業用かんがいのための貯水池を指す。河川水の利用が困難な丘陵地域に多く分布し、本県では比企地域、児玉地域に多く造成されている。
農業用廃資材	使用済みのビニールなどの農業資材。「産業廃棄物」として位置づけられ、排出事業者による適正処理が義務付けられている。
農山村バイオマス	再生可能な生物由来の有機資源で化石資源を除いたもので、家畜排泄物、食品廃棄物、下水汚泥、稲わら、間伐材、飼料作物などがある。
農商工連携	農業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かした「売れる」新商品・新サービスの開発、販路の拡大などを行う取組。
農地中間管理機構	農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を図るために、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。埼玉県では、公益社団法人埼玉県農林公社を農地中間管理機構に指定している。
農地中間管理事業	農地中間管理機構が農地を貸したい人から農地を借り受け、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を進める事業。
農地の集積・集約化	農地の売買・貸借によって担い手が利用する農地面積が増加すること（集積）や担い手が利用する分散した農地を権利の交換によってまとまりのある農地にすること（集約）。
農地利用最適化推進委員	農業委員会法の改正により、農業委員会の必須業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」を推進するため、農業委員会に設置された委員。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

用語	【用語解説】
農薬適正使用アドバイザー	農薬の使用に関する助言者として一定の資質を有することを県が認定した者。
農用地区域	市町村が指定する、農業振興地域において農用地等として利用すべき土地の区域。
発生予察	農作物の病害虫防除を適時に経済的に行うため、その発生や気象、農作物の生育等を調査し、農作物への損害の発生を予察すること。
花育	花や緑に親しみ、育てる機会をとおして、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むこと。
バリューチェーン	経営体が価値を創出するために、調達から製造・加工、流通、販売のそれぞれの活動を効果的に連鎖させること。農林水産物については、生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。
半農半X	農村で副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するための、農業と他の仕事を組み合わせた働き方。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
半発酵茶	摘み取った葉を完全に発酵させて作るお茶を「発酵茶」と呼び、代表的なものは紅茶。「半発酵茶」は、発酵過程を途中で止めて作られたお茶で、代表的なものはウーロン茶。
人・農地プラン	高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における人と農地の問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画。
豚熱	豚熱ウイルスの感染による豚、いのししの伝染病。強い伝染力と高い致死率が特徴であり、養豚産業に及ぼす影響が甚大であることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の豚は全て殺処分。
ふるさと認証食品	主原料に埼玉県産農産物を100%使用して製造された加工食品で、県が定めた基準に基づき認証されたもの。
分収林事業	土地所有者が造林や保育などの森林管理ができない場合などに、土地所有者の代わりに造林や保育を行い、伐採から得た収益を土地所有者と分け合う事業。
平地林	平地部及び都市近郊に所在する森林。都市近郊林と呼ばれることもある。
保安林	水源の涵養や山地災害の防止など、森林法に基づいて指定した公益的機能の発揮が特に求められる森林。森林を伐採する際、許可が必要であるなどの制限がある。
保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の成長を促すために行う下刈、つる切り、除伐、間伐などの作業の総称。
蜂群配置	蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を生産するためのみつばちの群（巣箱）を配置すること。日本みつばちや趣味養蜂が増加するなど、養蜂を取り巻く環境が変化したため、みつばちの適切な管理、蜂群配置の適正が重要となっている。
防災重点農業用ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池で、令和2年10月1日に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第4条により都道府県知事が指定することができるもの。
緑の雇用制度	森林組合などに採用された人に対し、林業で必要な技能を取得することができるよう、同組合などを通じて講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度。
見沼田圃	さいたま市と川口市にまたがる総面積1,260haに及び大規模な緑地空間。江戸時代から主に農業生産の場として都市近郊における重要な食料基地の役割を果たしてきた。現在では、人間の営みと自然の調和などを目指し、保全・活用等に取り組んでいる。
木育	子供から大人までが木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるために、木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動。
野菜価格安定対策	国民消費生活上重要とされている野菜（キャベツ、たまねぎ等）について価格の著しい下落があった場合に、生産者、県及び国が積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付する制度。
有機農業	有機農業の推進に関する法律第2条に定める、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
遊休農地	現在、耕作されておらず、今後とも耕作されないと見込まれる農地。病害虫の発生原因となるほか、農村景観を阻害するため、発生防止と解消・活用対策が早急な課題となっている。
利用権設定等促進事業	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が規模縮小する農家の農地を担い手農家へ集積する農用地利用集積計画を作成し、権利設定を行う事業。
林家	1ha以上の山林を所有する又は保有する世帯。
路網	森林内にある一般道路、森林管理道、作業道の総称。又はそれらを適切に組み合わせた道のつながり。

3 出典

番号	ページ	項目	出典
* 1	p 6	本県の人口	総務省統計局「人口推計」
* 2	p 6	首都圏の人口	総務省統計局「人口推計」
* 3	p 6	農産物直売所設置数	県農業ビジネス支援課調べ
* 4	p 6	農産物直売所販売金額	県農業ビジネス支援課調べ
* 5	p 7	県産農産物コーナー設置店舗数	県農業ビジネス支援課調べ
* 6	p 7	県産農産物サポート店登録数	県農業ビジネス支援課調べ
* 7	p 7	県産木材を 60% 以上使用した住宅戸数	県森づくり課調べ
* 8	p 7	本県の食料品製造業出荷額	経済産業省「工業統計調査」
* 9	p 7	実需者ニーズに対応した生産を行う産地数	県生産振興課調べ
* 10	p 7	6次産業化による農産加工品開発数	県農業ビジネス支援課調べ
* 11	p 8	S-GAP 実践農場として評価した農場数	県農産物安全課調べ
* 12	p 8	食品表示調査員による店頭調査件数	県農産物安全課調べ
* 13	p 8	適正な表示をしていた店舗の割合	県農産物安全課調べ
* 14	p 8	放射性物質の分析調査件数等	県農産物安全課調べ
* 15	p 9	本県の農業産出額 (S52)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 16	p 9	本県の農業産出額 (H12-29)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 17	p 9	本県の農業産出額と順位 (H30)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 18	p 9	本県の農業産出額の部門別内訳 (H30)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 19	p 9	全国の農業産出額の野菜の割合 (H30)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 20	p 10	本県の野菜の産出額 (H30)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 21	p 10	本県の花き、小麦、茶の産出額 (H30)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 22	p 10	本県の米、畜産の産出額 (H30)	農林水産省「生産農業所得統計」
* 23	p 11	令和元年東日本台風の農作物被害面積	県農業支援課調べ
* 24	p 11	豚熱による殺処分頭数	県畜産安全課調べ
* 25	p 11	本県の総農家数	農林水産省「2015 年農林業センサス」
* 26	p 11	本県の主業農家数	農林水産省「2015 年農林業センサス」
* 27	p 11	本県の農業就業人口	農林水産省「2015 年農林業センサス」
* 28	p 11	本県の基幹的農業従事者数	農林水産省「2015 年農林業センサス」
* 29	p 11	本県・全国の基幹的農業従事者の割合 (65 歳以上・39 歳以下)	農林水産省「2015 年農林業センサス」
* 30	p 12	認定農業者数	農林水産省「農業経営改善計画の認定状況」

番号	ページ	項目	出典
* 3 1	p 1 2	農業法人数	県農業支援課調べ
* 3 2	p 1 2	農業法人数の増加率（対 H27 比）	県農業支援課調べ
* 3 3	p 1 2	新規就農者数（H29 以降）	県農業支援課調べ
* 3 4	p 1 2	新規就農者数（R1）	県農業支援課調べ
* 3 5	p 1 2	新規就農者のうち 39 歳以下の割合	県農業支援課調べ
* 3 6	p 1 2	新規就農者のうち野菜の割合	県農業支援課調べ
* 3 7	p 1 3	本県・全国の農業就業人口に占める女性の割合	農林水産省「農林業センサス」
* 3 8	p 1 3	女性農業者が起業した取組事例件数	県農業支援課調べ
* 3 9	p 1 3	農業参入した株式会社、NPO 法人等の数	県農業支援課調べ
* 4 0	p 1 3	集落営農組織数	農林水産省「集落営農実態調査」
* 4 1	p 1 3	法人化している集落営農組織の割合	農林水産省「集落営農実態調査」
* 4 2	p 1 4	本県の耕地面積	農林水産省「耕地及び作付面積統計」
* 4 3	p 1 4	農用地区域内の農地面積	関東農政局「農業振興地域整備計画総覧」
* 4 4	p 1 4	作付延べ面積	農林水産省「耕地及び作付面積統計」
* 4 5	p 1 4	耕地利用率	農林水産省「耕地及び作付面積統計」
* 4 6	p 1 5	遊休農地解消面積（近年の推移）	県農業ビジネス支援課調べ
* 4 7	p 1 5	遊休農地解消面積（R1）	県農業ビジネス支援課調べ
* 4 8	p 1 5	遊休農地面積（H26-R1）と減少率	県農業ビジネス支援課調べ
* 4 9	p 1 5	担い手への農地集積率（H27-R1）	県農業ビジネス支援課調べ
* 5 0	p 1 5	本県・都府県平均の農家 1 戸当たり耕地面積	農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」
* 5 1	p 1 5	5ha 以上の販売農家数（H22-H27）	農林水産省「農林業センサス」
* 5 2	p 1 6	本県・全国の水田整備率（30a 以上区画）	県農村整備課調べ
* 5 3	p 1 7	本県の森林面積	県森づくり課調べ
* 5 4	p 1 7	所有形態別の森林面積の割合	県森づくり課調べ
* 5 5	p 1 7	森林材積	県森づくり課調べ
* 5 6	p 1 7	本県・全国の民有林における人工林の割合	県森づくり課調べ
* 5 7	p 1 7	本県の民有林における人工林の面積	県森づくり課調べ
* 5 8	p 1 7	埼玉県森林 CO2 吸収量認証制度による認証件数	県森づくり課調べ
* 5 9	p 1 8	保安林の面積	県森づくり課調べ
* 6 0	p 1 9	森林整備面積（H28-R1）	県森づくり課調べ
* 6 1	p 1 9	花粉発生源対策を行ったスギ林面積（H27-R1）	県森づくり課調べ

番号	ページ	項目	出典
* 6 2	p 2 0	本県の林業従事者数 (S60-H22)	県森づくり課調べ
* 6 3	p 2 0	本県の林業従事者数 (H27)	県森づくり課調べ
* 6 4	p 2 0	1ha 以上所有する林家のうち所有面積が 5ha 未満の割合	県森づくり課調べ
* 6 5	p 2 0	集約化・団地化された森林面積	県森づくり課調べ
* 6 6	p 2 0	森林管理道、作業道の延長	県森づくり課調べ
* 6 7	p 2 0	高性能林業機械の導入台数	県森づくり課調べ
* 6 8	p 2 1	国内の木材自給率	農林水産省「木材需給表」
* 6 9	p 2 1	県産木材の供給量 (H10)	県森づくり課調べ
* 7 0	p 2 1	県産木材の供給量 (R1)	県森づくり課調べ
* 7 1	p 2 1	きのご類の生産量	県森づくり課調べ
* 7 2	p 2 3	本県の養殖業の生産額	県生産振興課調べ
* 7 3	p 2 3	観賞魚の生産額と割合	県生産振興課調べ
* 7 4	p 2 3	食用魚の生産額と割合	県生産振興課調べ
* 7 5	p 2 3	ホンモロコの生産額、生産量、全国順位	県生産振興課調べ
* 7 6	p 2 3	ホンモロコの生産者数	県生産振興課調べ
* 7 7	p 2 3	本県の魚類の放流金額	県生産振興課調べ
* 7 8	p 2 3	アユ、マス類及びフナの割合	県生産振興課調べ
* 7 9	p 2 4	農山村地域の人口	総務省統計局「国勢調査」
* 8 0	p 2 4	農山村地域・県全域の 65 歳以上の割合	総務省統計局「国勢調査」
* 8 1	p 2 4	観光農園開設数	農林水産省「6 次産業化総合調査」
* 8 2	p 2 4	共同活動の取組面積のカバー率	県農村整備課調べ
* 8 3	p 2 4	市民農園設置数と区画数	県農業ビジネス支援課調べ
* 8 4	p 2 4	学校ファーム設置校数	県農業ビジネス支援課調べ
* 8 5	p 2 4	森林ボランティア活動に参加する延べ人数	県森づくり課調べ
* 8 6	p 2 6	野生鳥獣による農作物の被害金額	県農業支援課調べ
* 8 7	p 2 6	森林におけるシカによる被害の割合	県森づくり課調べ
* 8 8	p 2 6	被害防止計画策定市町村数	県農業支援課調べ
* 8 9	p 2 8	本県・全国の高齢化率	総務省統計局「国勢調査」
* 9 0	p 3 3	世界の人口 (R1)	総務省統計局「世界の統計 2020」
* 9 1	p 3 3	世界の人口推計 (R32)	総務省統計局「世界の統計 2020」

埼玉県農林水産業振興基本計画

令和3年8月発行（令和3年12月一部変更）

編集発行／埼玉県農林部農業政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎048-830-4031

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0901/kihonkeikaku3-7/kihonkeikaku.html>



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」